

戸籍等交付請求書（郵送）

浅口市長 あて

年 月 日

本籍	岡山県浅口市		番地	
筆頭者	※戸籍の最初に書いてある人の氏名 (亡くなられていても変わりません。)	必要な人の氏名	※戸籍事項証明(戸籍抄本)、除籍抄本、身分証明、独身証明の場合は氏名を記載してください。	
郵送してほしいもの		相続等の場合		
戸籍全部事項証明(戸籍謄本)	450円	通	()の出生から死亡まで	部
戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	450円	通	()の出生から婚姻まで	部
改製原戸籍(謄本・抄本)	750円	通	()の婚姻から死亡まで	部
除籍謄本(謄本・抄本)	750円	通	()と()	部
戸籍の附票(全員・個人)	300円	通	の関係がわかるもの	
附票請求の場合、次の住所が記載されているもの		その他 ()		部
だれ()の 住所()から ()がわかるもの	受理証明()届	350円	通	
	身分証明書	300円	通	
	独身証明書	300円	通	
使用目的	用途	<input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> ()の年金手続 <input type="checkbox"/> 戸籍の届出 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)		
	提出先			
請求者	郵便番号	〒 —		
	住所			
	氏名	印	生年月日	年 月 日
	必要な人の続柄	①本人 ②配偶者・子・孫・父母・祖父母 ③その他()		
	電話番号	屋間の連絡先 — — (自宅・勤務先・携帯電話)		
特記事項	最近1か月以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。			
	届出の種類	婚姻・離婚・死亡・出生・縁組・離縁・入籍・その他 ()		
	届出年月日	年 月 日	届出した市区町村名	

※必要な戸籍の金額が分からない方は、多めに定額小為替を送っていただき、おつりが出たらお返しし、足りなければ電話で不足分の金額を連絡し、不足分を送っていただき、それから送付しています。(例：出生から死亡まで3～5千円)

※偽りその他不正の手段により交付を受けた者は、30万円以下の罰金または10万円以下の過料に処せられます。

(戸籍法第133条・134条)

※請求者の現住所以外に送付することはできません。

※申請者と親族関係がわかる戸籍謄本等が必要となる場合もあります。

〈お問い合わせ先〉〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地

浅口市役所 市民課

☎0865-44-9042